

# 福岡市成年後見推進センターだより Vol. 12

令和7年11月1日発行

～福岡市成年後見推進センターは、「相談」「広報・啓発」「後見人支援」「後見人候補者の調整」の4つの柱を基に、市民や相談支援機関等の皆さまからのご相談をお受けしています～

## 成年後見制度と日常生活自立支援事業の違いとは？～どちらを利用すればよい？～

認知症や知的障がい、精神障がいなどで理解力や判断能力が低下し、お金の管理や生活に必要な契約・手続き等が難しくなった方を支える事業の一つに「日常生活自立支援事業」があります。

今回は成年後見制度との違いについてご紹介します。

成年後見制度(法定後見)		日常生活自立支援事業
根拠法	民法	社会福祉法
申込み先	家庭裁判所	市社会福祉協議会(各区社協事務所) ※福岡市の場合
利用の開始	審判	市社会福祉協議会との契約
主な援助の種類	・身上保護(介護保険サービスや入院契約等) ・財産管理	・福祉サービス利用援助 ・日常的な金銭管理 ・事務手続きのお手伝い ・書類等預かり
費用	家庭裁判所が決定した報酬額	サービス1回あたり1,000円(書類預かり料は年間3,000円) ※生活保護世帯は原則無料(福岡市の場合)
援助できないこと	・身元保証人、身元引受人となること。 ・医療に関する同意を行うこと。 ・介護や買い物などの事実行為。	・本人に代わって意思決定したり、法律行為を行ったりすること。 (施設入所契約、不動産処分など) ・特別養護老人ホーム等への入所や長期入院、福岡市外へ転居となつた場合は解約となる。 ※成年後見制度で援助できないことは、日常生活自立支援事業でも援助はできません。

日常生活自立支援事業は、日常的な金銭等の管理を支援しますが、成年後見制度は、日常的な金銭に留まらない財産管理や身上保護に関する契約等の法律行為を援助できます。ご本人の状況に応じ、成年後見制度か日常生活自立支援事業のどちらを利用するかを検討する際の参考にしていただければと思います。

### 成年後見相談会(予約制) ※電話、来所またはFAXにてお申込みください。

毎月第2火曜日および2月・5月・8月・11月の第4火曜日に、専門職による相談会を開催しています。  
1件につき45分、先着順にてご予約を受け付けます(無料)。予約状況についてはお問い合わせ下さい。  
会場：福岡市市民福祉プラザ3階 相談室 ※別室に変更になる場合があります。

#### ■令和7年11月開催

- ①日時：11月11日(火) 13:00～16:00  
②日時：11月25日(火) 13:00～16:00

相談員：司法書士  
相談員：社会福祉士

11月は  
2回開催！

#### ■令和7年12月開催

日時：12月 9日(火) 13:00～16:00

相談員：弁護士



<問い合わせ先>  
福岡市成年後見推進センター  
〒810-0062

福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ3階  
TEL: 092-753-6450 FAX: 092-734-2010  
開所日：火曜日～土曜日(祝休日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時

